

18 かが漁業のうち沖合たこかが漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 かが漁業のうち、沖合たこかが漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
かが漁業（沖合たこかが漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面

富 熊 請 戸 鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深 130 メートル以深の海面
---	---

- (5) 漁業時期
毎年7月1日から8月13日まで
ただし、操業協定で上記期間より短い期間を定めたときは、当該期間を漁業時期とする。
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者。

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 海中に敷設するかごの数は300個を超えてはならない。
- (2) ひらつめがに及びがざみを除くかにを採捕してはならない。
- (3) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- (5) 操業協定は、遵守しなければならない。

(許可の有効期間)

第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。

(許可等をしない場合)

第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。
- (3) 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業又は板びき網漁業）の許可船舶を使用する申請があつたとき。
- (4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 かが漁業のうち沖合たこかが漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年5月16日から施行する。